

福井県医師会

だより

第589号 平成22年(2010)7月

第63回 福井県医師会総会
第89回 福井県医学会

特集



医学会会場での松田県医会長 (右)・加畑福井市医師会長 (左)

醫 縫 録

柔道整復師問題

会計・会館監理担当理事
福井県臨床整形外科医会副会長 宇賀治 行 雄



整形外科では従来医療類似行為、特に柔道整復師の施術療養費に関してさまざまな問題点を指摘しているが、残念ながら他科の先生方には十分理解できていないのが現状かと思う。そこで今回は本稿をお借りして柔道整復師問題について述べてみたい。

柔道整復師とは打撲・捻挫及び医師の同意を得た上での脱臼・骨折(応急の手当ては同意なしで可)の施術を行い、接骨院・整骨院などを経営している。医師は6年間医学部で学んだ後2年間の研修を行うが、柔道整復師は3年間で開業でき、柔整師は「施術」を行う。上記のように急性期の施術のみが可能であるが、実際は「腰痛・肩こり」などの慢性期の疾患も扱っている。すなわち慢性疾患であっても柔整師が「腰部挫傷」や「頸椎捻挫」と「判断」すれば保険請求が可能となる。

柔道整復師の施術を受けた時は「療養費払い」となり、本来は全額自費で支払い、保険者に申請する事により後で保険分が償還されることとなる。しかし、「受療委任払い制度」により、毎月提出される柔道整復施術療養費支給申請書(レセプト)の委任欄に署名する事により自己負担分のみを施術の際支払えば済むようになっている。この署名は当然月の終わりに申請書の内容を確認した上でなされるべきものであるが、実際には初療時又は月の初めに白紙の申請書に署名がなされる。この「受療委任払い制度」が不正請求の温床となっている。

医療保険から支払われる柔道整復師による施術に関する療養費は年々増加し、平成17年度は3,100億円、平成18年度は3,212億円、平成19年度は3,377億円に達している。これは、診療所入院外医療費でみると、産婦人科の1,932億円、小児科の3,334億円を上回る額である(手術・検査・注射・投薬・リハビリのない施術のみでこの数字である)。

また柔道整復師の療養費は、施術部位別に設定され、施術数に応じて請求額が決まる仕組みとなっている。すなわち1部位と2部位は所定料金の100%請求でき、3部位は80%、4部位は33%に

それぞれ減額、5部位以上は4部位に包括されている(医療保険での消炎鎮痛処置は何部位行っても一律35点に設定されている)。

昨年12月に全国保険医団体連合会(保団連)がインターネットを用いた柔道整復師療養費に関するアンケート調査を実施し、整形外科医229名、一般市民200名から回答を得た(保団連のホームページに掲載)。一般市民200人の回答の集計として、柔道整復師には本来保険請求が認められていない、「慢性の腰痛・肩こり」などで整骨院または接骨院を受診したという回答が45.3%であった。また柔道整復師の請求の99.6%が捻挫、打撲であり、しかも3部位以上が50.5%を占めていた。これに対して整形外科医を対象としたアンケートによると、外来レセプトに占める捻挫、打撲の割合は、「3%未満」が35.8%と最も多く、加重平均で6.1%であった。また日本臨床整形外科学会(JCOA)が同じく昨年実施した全国一斉調査でも、平均外傷部位数は1.22部位と報告されている。

今回のアンケートで、3部位以上で柔道整復師を受診したと推計される1,860万件は、整形外科を受診した9万件の約200倍に相当した。このような事は常識的には起こり得ず、柔道整復師の請求の50.5%が3部位以上(金額に換算すると年間約1,700億円)は明らかに不自然であると考えられる。

以上のようなさまざまな問題点は最近になりようやく日医(日医ニュース 第1138号(平成21年2月5日))において、また昨年11月11日に開催の行政刷新会議による事業仕分けで「柔道整復師の給付の見直し」の「適正化を検討」(行政刷新会議ホームページ)など、さらには国保中央会(平成22年2月—柔道整復師の施術に係わる療養費の審査・支払い業務のあり方に関する検討会報告)において取り上げられてきており、今後の柔道整復師問題の適正なる解決を期待しているところである。